

憲法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

A市議会は、会議公開原則（地方自治法115条1項）に係る施策として、インターネット上で本会議のライブ中継を行っている。また、本会議の傍聴席での傍聴の際のルールとして、A市議会傍聴条例は、他の多くの地方議会と同様に、「傍聴人が写真、映像等を撮影し、録音（以下、「撮影等」という。）しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない」と定めていたが、A市議会での運用では、傍聴人の撮影等を広く許容してきた。

だが近年、本会議を撮影等した傍聴人が、動画投稿サイトやSNSで、議員が目を閉じた瞬間や議員同士で話し合っている場面を恣意的に切り取って、「居眠りだ」・「話をまじめに聞いていない」などと字幕をつけて中傷する写真や動画を投稿する事例が増えてきた。また、その投稿動画では、他の傍聴人の容貌等が映り込んでいることもあった。さらに、これらの投稿等に影響を受けて、会議を撮影等する傍聴人も増えるようになった。こうした状況に鑑み、A市議会では、不正確・不公正な情報の拡散によって市政に関する市民の判断材料の提供過程に歪みが生じている、撮影等する傍聴人の増加により議員や参考人・関係人の発言に圧力・萎縮的效果が生じている、他の傍聴人のプライバシー等を侵害しうる撮影等の増加により傍聴を差し控える者が生じている、等の意見・懸念が表明されてきた。

これを受けてA市議会では、会議の秩序を維持し、自由で十分かつ公正な審議・議決等を確保することを目的に、傍聴人による撮影等が禁止事項である旨を明確にすべく、その旨を上記A市議会傍聴条例に明記・追加する改正案が提出された。例外的に撮影等が認められるのは、「議長が公益上特に必要と認める場合」に限られる（条例（改正案）14条。【参考資料】）。この例外は、会議公開原則の内容に、㉞傍聴の自由、㉟会議録の公表に加え、㊱報道の自由が含まれると解されていることに鑑み、報道機関による撮影等は認めることを想定している。また、インターネットでの本会議のライブ中継は引き続き実施される。

【設問】

この条例の改正案の審議過程で、A市議会議員のBは、条例（改正案）14条の規定は、①法律の範囲内で条例が制定されるべきことを求める憲法の要求に反する、②傍聴を希望する個人に保障される憲法上の自由・権利を不当に制約し違憲である、という憲法上の問題点を指摘した。このBの主張①・②の当否について、あなた自身の見解を述べなさい（主張①の配点は40点、主張②の配点は80点）。

憲法

なお、法律上の争訟性や司法権の限界を論じる必要はない。法の下での平等についても独立に論じる必要はない。また、会議の運営や傍聴に関するルールを、地方自治法 120 条の会議規則または同 130 条 3 項の規則ではなく、条例の形式で定めることの可否についても論じる必要はない。

【参考資料】

○A 市議会傍聴条例（改正案）

第 1 条 この条例は、地方自治法……第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第 14 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長が公益上特に必要と認める場合は、この限りでない。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 104 条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。〔ただし書、略〕

② 〔略〕

第 120 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第 130 条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

② 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

③ 前 2 項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

(120点)